

議第37号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

占 用 物 件 の 種 類		単 位	用 料			
			所 在 地			
			第2級地	第3級地	第4級地	第5級地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき 1年	940	670	570	530
	第2種電柱		1,400	1,000	880	810
	第3種電柱		2,000	1,400	1,200	1,100
	第1種電話柱		840	600	510	470
	第2種電話柱		1,300	960	820	750
	第3種電話柱		1,800	1,300	1,100	1,000
	その他の柱類		84	60	51	47
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	8	6	5	5
	地下に設ける電線そ の他の線類		5	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	820	590	500	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき 1年	500	360	310	280
	変圧塔その他これに 類するものおよび公 衆電話所	1個につき 1年	1,700	1,200	1,000	940
	郵便差出箱および信 書便差出箱		710	500	430	390
	広 告 塔	表示面積1 平方メー トルにつき1	5,400	1,900	900	580

				年				
	そ の 他 の も の			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,700	1,200	1,000	940
法第32条 第 1 項第 2 号に掲 げる物件	外径が0.07メートル 未満のもの			長さ 1 メー トルにつき 1 年	35	25	22	20
	外径が0.07メートル 以上 0.1 メートル未 満のもの				50	36	31	28
	外径が 0.1 メートル 以上0.15メートル未 満のもの				76	54	46	42
	外径が0.15メートル 以上 0.2 メートル未 満のもの				100	72	61	56
	外径が 0.2 メートル 以上 0.3 メートル未 満のもの				150	110	92	85
	外径が 0.3 メートル 以上 0.4 メートル未 満のもの				200	140	120	110
	外径が 0.4 メートル 以上 0.7 メートル未 満のもの				350	250	220	200
	外径が 0.7 メートル 以上 1 メートル未満 のもの				500	360	310	280
	外径が 1 メートル以 上のもの				1,000	720	610	560
法第32条 第 1 項第 3 号に掲 げる施設	自動運 行補 助施 設	法第 2 条 第 2 項第 5 号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下 に設 ける もの そ の 他 の も の	長さ 1 メー トルにつき 1 年	5	4	3	3
					17	12	10	9
		道路の構造また は交通の状況を 表示する標示柱 その他の柱類		1 本につき 1 年	1,300	960	820	750
		その他の もの	上空 に設 ける もの	占用面積 1 平方メートル につき 1 年	840	600	510	470
			地下 に設 ける もの		500	360	310	280

			もの					
	そ の 他 の も の				1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの			A に 0.004 を 乗 じ て 得 た 額			
		階数が2のもの			A に 0.006 を 乗 じ て 得 た 額			
		階数が3以上のもの			A に 0.008 を 乗 じ て 得 た 額			
	上空に設ける通路		2,700		950	450	290	
	地下に設ける通路		1,600		570	270	180	
	そ の 他 の も の		1,700		1,200	1,000	940	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	54	19	9	6	
	そ の 他 の も の		占用面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400	1,900	900	580	
	標 識		1本につき1年	1,300	960	820	750	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	54	19	9	6	
		その他のもの	1本につき1月	540	190	90	58	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	54	19	9	6	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	540	190	90	58	
		車道を横断			5,400	1,900	900	580

	アーチ	するもの その他のもの	1 基につき 1 月				
				2,700	950	450	290
政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,700	1,200	1,000	940
政令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設および同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	540	190	90	58
政令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物および同条第 7 号に掲げる施設				170	120	100	94
政令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.013 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.018 を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が 1 のもの		A に 0.004 を乗じて得た額			
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額			
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額			
	その他のもの			A に 0.026 を乗じて得た額			
政令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物			A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額	A に 0.022 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.012 を乗じて得た額	A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額
政令第 7 条第 10 号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物			A に 0.024 を乗じて得た額			
	その他のもの			A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.012 を乗じて得た額	A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額
政令第 7 条第 11 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの			A に 0.015 を乗じて得た額	A に 0.017 を乗じて得た額	A に 0.022 を乗じて得た額	A に 0.024 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.024 を乗じて得た額			
	その他のもの			A に 0.034 を乗じて得た額			
政令第 7 条第 12 号に掲げる器具				A に 0.026 を乗じて得た額			
	トンネルの上または自動車専用道路（高				A に 0.015	A に 0.017	A に 0.022

政令第7条第13号に掲げる施設	架のものに限る。)の路面下に設けるもの		を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.024 を 乗 じ て 得 た 額			
	そ の 他 の も の		A に 0.034 を 乗 じ て 得 た 額			
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設			A に 0.034 を 乗 じ て 得 た 額			

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料（占用許可の期間が令和8年度以降にわたる場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和8年度以降の占用料を除く。）の額については、なお従前の例による。